

岩手県告示第327号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

令和8年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 二級河川小本川水系小本川

2 指定区間

(1) 左岸 下閉伊郡岩泉町門字水上42番地1地先（県管理区間上流端）から下閉伊郡岩泉町岩泉字田家峠39番地3地先（岩泉橋上流420m）まで

(2) 右岸 下閉伊郡岩泉町門字日影名目利7番地29地先（県管理区間上流端）から下閉伊郡岩泉町岩泉字中野55番地先（岩泉橋上流420m）まで